

「研究開発型ベンチャー支援事業／
ベンチャーキャピタル等の認定」に係る公募要領

2020年1月7日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部

「研究開発型ベンチャー支援事業／ベンチャーキャピタル等の 認定」に係る公募について

(2020年1月7日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、「研究開発型ベンチャー支援事業」において、特定の技術シーズを活用するシード期の研究開発型スタートアップ（Seed-stage Technology-based Startups）（以下 STS という。）に対して投資を行うベンチャーキャピタル及びシードアクセラレータ等（以下 VC 等という。）の我が国における投資及び支援活動を促進し、またその知見及び支援機能を活用しながら、STS に対する事業化支援を行う事業を実施しています。

今回の公募では、これまでの認定 VC の認定期間終了に伴い、VC 等を募集します。この事業への参加を希望する VC 等は、本要領に従いご応募ください。

なお、本事業は、政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画等に変更又は中止等が生じる場合があります。

※ここで言う STS は、単にシード期にある研究開発型のスタートアップを指し、別途実施している「研究開発型ベンチャー支援事業／シード期の研究開発型ベンチャーに対する事業化支援（以下「STS 事業」という。）」とは異なります。

I. 件名

「研究開発型ベンチャー支援事業／ベンチャーキャピタル等の認定」に係る公募

II. 認定の概要

1. 認定目的

「日本再興戦略」及び「ベンチャー・チャレンジ2020」では、我が国においてベンチャーが自然的に連続して生み出されるベンチャー・エコシステムの構築を目指すべきとされています。

NEDOはSTS事業として、将来の大型スタートアップとなるSTSの創出・育成及びスタートアップ・エコシステムの構築・強化を目的に、ビジネスリスクを取り新事業に挑戦するSTSに対し、ハンズオンによる経営・事業化のサポートを行うベンチャーキャピタル及びシードアクセラレータ等（以下「VC等」という。）を認定し、その認定したVC等（以下「認定VC」という。）と協調してSTSを支援してきました。その結果シード期の研究開発型スタートアップに対する出資を引き出す一定の呼び水効果を果たしてきました。

今後、新たに認定を行うことにより、STSへの投資活動を活性化し、スタートアップの企業価値向上を図りエコシステムを強化することを目的とします。

また、今般の認定においては、自由記載欄が多く申請者の記載コストが高かった従来の申請書式の見直し及びIRRを始めとする定量的なパフォーマンス指標の導入を行い、従来の審査方式と比べ、より簡素で公正な審査の実現を目指します。

(参考)

「日本再興戦略」-JAPAN is BACK-（平成25年6月14日閣議決定）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf

「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—（平成26年6月24日閣議決定）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbunJP.pdf>
「日本再興戦略」改訂2015—未来への投資・生産性革命—（平成27年6月30日閣議決定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/dailjp.pdf>
「日本再興戦略」2016—第4次産業革命に向けて—（平成28年6月2日閣議決定）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf
「ベンチャー・チャレンジ2020」
http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2016/seicho_senryaku/venture_challenge2020.pdf
「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf

2. 事業の概要

(1) 本認定の概要

NEDOが、STSの支援に適したVCを認定します。

認定を受けたVCは、支援先のSTS事業への応募が可能になります。

(2) 認定期間：認定日～2020年度末（2021年3月31日）

今回認定されたVC等は、2020年度STS事業第2回公募（2020年6月末締切予定）から、認定VCの活動が可能となります。

(3) STS事業の概要

「研究開発型ベンチャー支援事業／シード期の研究開発型ベンチャーに対する事業化支援（以下「STS事業」という。）」は、NEDOが認定したVC等が、助成対象費用の1/3以上を出資するシード期の研究開発型スタートアップ（STS）に助成金を交付する制度です。

3. 応募要件・努力義務等

(1) 認定VCへの応募要件

- ・業としてスタートアップ企業への投資機能を有し、STSの事業化支援機能を有する企業（ベンチャーキャピタル及びシードアクセラレータ等）であること。
- ・STSが対象とする技術領域(※)の事業化を支援する能力（ハンズオン能力）を有すること。特に、販路を含め、具体的かつ広範なネットワークを有すること。
- ・日本国内において、STSの事業化を支援する拠点を有し、STSをハンズオン支援できる常駐スタッフを配置していること。
- ・反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
- ・倫理綱領に同意すること。

※経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、環境、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、航空宇宙等。但し、原子力に係るものは除く。）

(2) 認定VCの努力義務

- ・採択されたSTSと良好な関係を保ち、提出した支援計画書に沿ったハンズオンによる支援を行い、その事業化を促進すること。
- ・STS事業の助成期間中のスタートアップの資金繰り及び資本政策を健全（資金不足による事業への影響が出ないように）に保ち、次のファイナンスに繋げること。
- ・NEDOによるSTS事業の公募のプレゼンテーション審査に出席し、今回のファイナンス条件

- の説明、及び STS の資金調達の手ズオン計画を説明すること。
- ・手ズオン支援の進捗を定期的（又は NEDO の求めに応じ）に NEDO に報告すること。
 - ・NEDO からのアンケート、及び企業情報・活動状況等のホームページへの掲載（「NEDO 認定 VC コンタクト先一覧」等）情報公開に協力すること。
- ※公表の際は、掲載内容について別途ご確認いただく予定です。
- ・採択された STS から、手ズオンによる支援及びその他の支援に係る指導料、手数料その他の料金を徴収しないこと。

（3）認定 VC の認定の取消

以下の場合認定を取り消す場合があります。

- ・上記（1）の応募要件に合致しなくなった場合。
- ・上記（2）の努力義務を履行していないと認められた場合。
- ・申請書類に虚偽の内容が含まれていたことが発覚した場合。
- ・一定期間、STS 応募者に対して出資意向確認書を発出（或いは出資）せず、実質的に STS 事業を活用していない場合。
- ・倫理綱領に反する行為を行ったと認められた場合。
- ・その他 NEDO が認定について適切でないと判断した場合。

Ⅲ. 応募について

（1）提出期限及び提出先

本公募要領に従って正 1 部（法人代表者による捺印又はサインが必要）及び写し 5 部を作成してください。その他提出書類は「申請書提出のためのチェックリスト」に従い、網羅していることを確認ください。チェックリストで確認された書類を提出期限までに、以下の提出先に郵送又は特定信書便で送付ください。また、指定したファイル名を付けた電子ファイルを記録した電子媒体（CD-R）についても併せてご提出ください。

※提出期限：2020 年 1 月 21 日（火）郵送又は特定信書便で到着したもの（必着）

（2）提出先：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 塚越、田中(正)、吉野、古野 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー20 階

※郵送等の際は封筒に『VC 募集』に係る申請書在中』と朱書きのこと。

（3）申請書の受理及び申請書に不備があった場合

- ・応募資格を有しない者の申請書又は不備がある申請書は受理できません。
- ・申請書を受理した際には申請書類受理票を申請者に返送しますので、あらかじめ「申請書類受理票」に代表申請者のお名前等ご記入の上、送付ください。
- ・提出された申請書等は返却しません。
- ・申請書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、申請を無効とさせていただきます。

（4）秘密の保持

申請書は本事業の VC 等の認定のためにのみ用い、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規定により、厳重な管理の下、一定期間保存します。取得した個人情報等は、法令等に基づく場合の提供を除き、VC 等の審査に利用しますが、特定の個人・法人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがありま

す。提供いただいた情報は、上記の目的以外で利用することはありません。(法令等により提供を求められた場合を除きます。)

(5) 申請書の記入言語

申請書は日本語で記載してください。

IV. 選定について

(1) 審査の方法について

外部審査委員会による提出書類と場合によってはプレゼンテーションにより認定 VC を決定します。必要に応じて資料の追加提出等をお願いする場合があります。

なお、認定のプロセスは非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査項目

- ソーシング能力
- ハンズオン能力
- 資金調達への対応力

(3) 認定結果の公表及び通知について

○認定結果の公表等について

認定 VC の法人名称は NEDO のホームページ等で公開します。また、審査結果については、別途申請者へ書面で通知します。

○審査委員の氏名の公表について

審査委員は、認定結果の公表後に所属・氏名を NEDO のホームページ上で公開します。

○認定条件について

認定に当たっては、諸般の条件を付す場合があります。

(4) スケジュール

2020 年

1 月 7 日	:	公募開始
1 月 14 日	:	公募説明会
1 月 21 日	:	公募締切
3 月 9, 10 日	:	審査日(場合によってはプレゼンテーション審査を実施)
3 月中～下旬	:	認定 VC 公表

V. 公募説明会について

説明会を開催し、当該事業及び公募に係る内容、契約に係る手続き、申請書類等を説明します。なお、公募説明会への出席は必須ではありません。また、説明会は日本語で行います。

最新スケジュール及び参加申し込みに関しては本公募ページ上で告知しております。

【問い合わせ先】

本公募に関するお問い合わせは、下記まで FAX 又は E-mail にてお願いします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 スタートアップグループ 担当者：塚越、田中(正)、吉野、古野

E-mail : vc-vb@nedo. go. jp

FAX : 044-520-5178

VI. その他

- STS 事業に関しては、STS 事業公募開始時に公募要領をご確認ください。
- NEDO から次回認定 VC 公募や STS 事業関連、又はイベント関連等についてご案内のメールをお送りさせていただく場合がございます。